

ビタミンM No.136

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2023年7月号)

<今月のトピックス>

- ・社用車のアルコール検知器によるチェック義務化へ
- ・離職票急ぎの従業員への対応方法

社用車のアルコール検知器によるチェック義務化へ

十分な数の検知器について入手困難という理由から2022年10月1日施行が見送りとなっていた、業務用自動車における検知器によるアルコールチェックですが、再度警視庁よりパブリックコメントの募集が開始されました。パブリックコメント締切後、問題なければ**2023年12月1日施行となる予定**です。

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

●対象の事業所

乗車定員11人以上の自動車1台以上



または

その他自動車5台以上



を保有

※上記を満たす事業所は自動車の事業所(自動車使用の本拠)ごと「安全運転管理者」の選任必要

●安全運転管理者の業務

- ・交通安全教育
- ・運転者の適性等の把握
- ・運行計画の作成
- ・交替運転者の配置
- ・異常気象時等の措置
- ・点呼と日常点検
- ・運転日誌の備付
- ・安全運転指導

上記に加えて、運転前後のアルコールチェックが義務化

2022年4月1日 施行済	・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認 ・酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存
2023年12月1日 施行予定	・運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行う(目視から変更) ・アルコール検知器を常時有効に保持する

●安全運転管理者の届出

■安全運転管理者を選任したら、15日以内に事業所を管轄する警察署に、必要書類を提出

離職票急ぎの従業員への対応方法

退職する従業員に離職票が退職後すぐに欲しいと言われました。

いつも最後の給与計算が終わってからハローワークに提出していますが、どうしたらいいのでしょうか。

雇用保険に加入している従業員が退職したら「資格喪失届」と希望者には「離職証明書(離職票)」を管轄のハローワークへ提出しますが、提出期限は、資格喪失日(※)の翌日から10日以内と定められています。

最後の給与について計算が終わっていない場合は金額の欄を「未計算」と記入して提出すれば大丈夫です。
※退職日の翌日が資格喪失日です。

「未計算」で提出したらよかったですね。期限内に提出しなくても今まで何も言われたことはありませんが、罰則はあるのでしょうか。

届出なかった場合や虚偽の届出をした場合には、6か月以下の懲役、または30万円以下の罰金が科されます。

また離職者から離職票を請求されているにもかかわらず、正当な理由なく離職票の交付を拒否した場合も罰則の対象となります。

期限を過ぎたからといってすぐに懲役や罰金となるわけではありませんが、なるべく期限を守るようにしましょう。

早く欲しいと言われたのに、どうしても期限内に提出できず、離職票を渡すのが遅れた場合はどうしたらいいのでしょうか。

その場合は、離職票を持っていなくてもハローワークで仮受付が可能です。

例えば6月30日に退職した場合、喪失日(退職日翌日の7月1日)の翌日(7月2日)から10日以内(7月12日まで)に事業主は離職票の手続きをする必要がありますが、それができていない、ということで7月13日から仮受付が可能になります。

待機期間も仮受付日を基準にしてもらえます。「退職日から12日経過後」仮受付ができることを伝えてあげましょう。持参物等は従業員住所の最寄りのハローワークへご確認ください。

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心がけておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点の内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kor@nkgr.co.jp」に「<事業所名・お名前>メール配信希望」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者:社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193

FAX:06-6862-4662

Mail: kor@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日:2023.06.19

NK-GROUP
イラスト協力:WANPUG